

第2回 あわらし男女共同参画審議会

日時 令和7年1月10日(金) 19:00～
会場 市役所 1階 101会議室

< 次 第 >

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協議事項

・第3次あわらし男女共同参画計画の策定について

① アンケート結果について

○市民アンケート

資料1

○事業所アンケート

資料1

② 第3次プランの概要（案）について

4 その他

5 閉 会

あわらし男女共同参画審議会委員名列

任期: 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

<50音順 敬称略>

区分	氏 名	性別	摘 要	
1 委員	池田 直子	女	知識経験者	坂井健康福祉センター 福祉健康増進課長
2 委員	上野 芳慶	男	関係団体	市男女共同参画推進市民会議委員長
3 委員	大倉 秀之	男	地域の代表	特別養護老人ホーム 芦原メロン苑施設長 特別養護老人ホーム 湯の町メロン苑施設長
4 委員	加藤 由紀	女	地域の代表	
5 委員	北川 恭子	女	知識経験者	前(財)21世紀職業財団 福井事務所長
6 委員	北川 邦子	女	地域の代表	女性消防団、防犯隊員
7 委員	高橋 浩一	男	企業関係者	レンゴー(株)総務部長
8 委員	辻下 絹恵	女	教育関係者	芦原中学校PTA
9 委員	土成 眞知子	女	地域の代表	
10 委員	中西 亮太	男	企業関係者	(株)金津村田製作所事務課シニアマネージャー
11 委員	長谷川 幸子	女	関係団体	市男女共同参画ネットワーク会長
12 委員	前田 幸雄	男	地域の代表	地区副会長
13 委員	丸岡 加津枝	女	地域の代表	
14 委員	向井 泰昭	男	教育関係者	市校長会代表（金津東小学校校長）

区 分	役 職		氏 名
事 務 局	市民協働課	課 長	藤田 由紀
		課長補佐	三上 芳弘
		主 事	齊藤 由眞

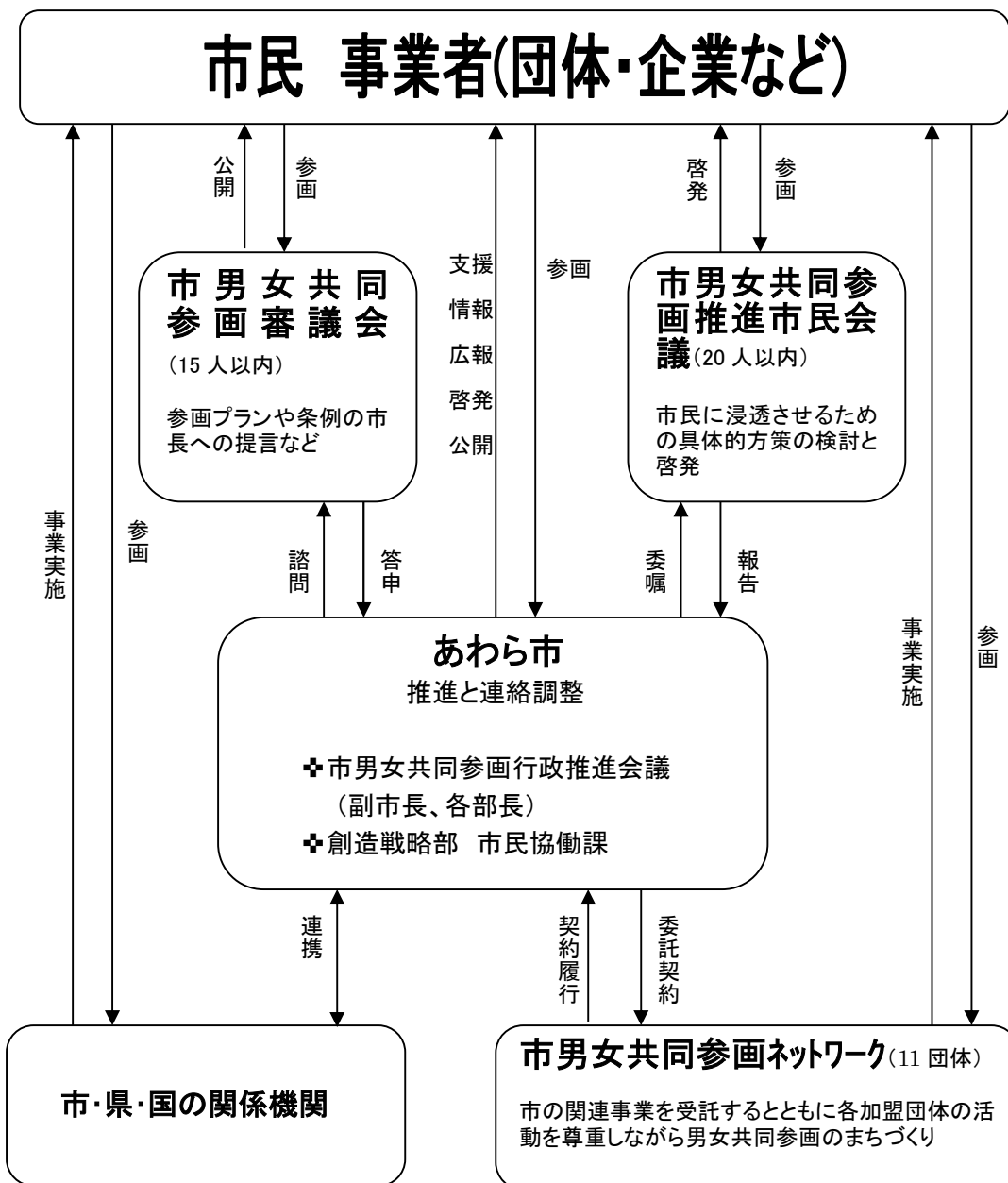
あわらし男女共同参画社会推進体制図

～男女が共に支えあい 共に歩み
共に輝く「あわら」をめざして～

あわらし総合振興計画

あわら男女共同参画プラン

あわらし男女共同参画推進条例



○あわら市男女共同参画審議会規則

令和2年3月27日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、あわら市附属機関設置条例（令和元年あわら市条例第24号）第3条の規定に基づき、あわら市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 審議会は、あわら市附属機関設置条例第2条第2項に定める担当事務のほか、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

(1) あわら市男女共同参画推進条例（平成19年あわら市条例第19号）第9条第1項に規定する基本計画に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する基本的な事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 教育関係者

(2) 企業関係者

(3) 地域の代表者

(4) 関係団体の代表者

(5) 知識経験を有する者

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 審議会に、男女共同参画の推進に関する特別の事項又は専門的な分野について調査研究を行うため、専門部会を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任

期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会に関する庶務は、創造戦略部市民協働課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。



あわら市男女共同参画計画

第3次 あわら男女共同参画プラン

すべての人が幸福を実感できる「あわら」をめざして



令和7年4月策定

あわら市

目 次

第1章 計画策定にあたり	1
1 第3次計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1
4 持続可能な開発目標	1
第2章 調査からみるあわら市の特性と課題	別紙
第3章 計画策定の背景	2
1 国際的な動き	2
2 国内の動き	2
3 福井県の動き	3
4 あわら市の動き	4
第4章 計画の基本的な考え方	6
1 計画の基本理念	6
2 計画の基本的視点	6
3 基本目標、重点目標	7
4 計画の体系	8
第5章 目標及び施策	10
基本目標Ⅰ みんなで築く「あわら」	10
重点目標1 地域・家庭での制度・慣行の見直し及び意識の改革	10
重点目標2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	10
重点目標3 多様な選択を可能にする教育・学習の充実	11
基本目標Ⅱ みんなが共に活躍できる「あわら」	12
重点目標4 雇用等における均等な機会と待遇の確保	12
重点目標5 女性の起業等に対する支援	13
重点目標6 ワーク・ライフ・バランスを確保するための支援	14
基本目標Ⅲ みんなが安心して暮らせる「あわら」	15
重点目標7 あらゆる暴力の根絶	15
重点目標8 共に思いやる健康づくり	15
重点目標9 誰もが安心して暮らせる環境の整備	16
重点目標10 男女共同参画の視点に立った防災及び防犯活動の推進	17
第6章 計画の推進	18

第1章 計画策定にあたり

1 第3次計画策定の趣旨

本市は、平成16年3月、旧芦原町と旧金津町の合併により誕生し、令和7年3月には市制施行満21年を迎えました。

本市では、合併前より旧両町において、それぞれに男女共同参画基本計画を策定し、その計画に基づき様々な施策を実施してきました。

合併から1年を経た平成17年4月には、「ゆうゆうと女と男が共に輝く『あわら』をめざして」を基本理念とする「あわら男女共同参画プラン」を、平成27年4月には「男女がともに支えあい共に歩み共に輝く『あわら』をめざして」を基本理念とする「第2次あわら男女共同参画プラン」をそれぞれ策定し、男女共同参画社会の実現に向け、新たな歩みを始めました。

このたび、「第2次あわら男女共同参画プラン（以下「前期プラン」という。）」の計画期間が令和6年度をもって満了となることから、これまでの取り組みを継承しつつ、新たな課題に対応していくため、「第3次あわら男女共同参画プラン（以下「本プラン」という。）」を策定しました。

本プランでは、前期プランに引き続き、本市が目指す男女共同参画社会を、「すべての人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる豊かな活力ある男女共同参画社会」とし、その実現に向けての行動指針及び具体的な行動計画を定めています。

本市では、本プランに基づき、あらゆる分野の施策に男女共同参画社会づくりの視点を反映させ、男女共同参画社会づくりを総合的、かつ、計画的に推進します。

2 計画の位置付け

本プランは、「男女共同参画社会基本法第14条第3項」に規定する市町村男女共同参画計画、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項」及び「あわら市男女共同参画推進条例第9条」に規定する基本計画として位置付けられるものです。

3 計画の期間

本プランの計画期間は、令和7年（2025年）度から令和16年（2034年）度までの10年間としますが、内外情勢の動向や社会状況の変化に対応し、必要に応じて見直しを行います。

なお、具体的施策については、令和7年（2025年）度から令和11年（2029年）度までの概ね5年間としますが、「あわら市総合振興計画」と連動するための見直しを必要に応じて行います。

4 持続可能な開発目標

本計画に基づく取り組みにより、SDGs（持続可能な開発目標）のゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」を中心に取り組みを進め、すべての市民が幸福を実感できる「あわら」の実現を目指します。



第3章 計画策定の背景と環境の変化

1 世界の動き

1975年 (昭和50年)	国連は、この年を「国際婦人年」と定め、メキシコ・シティで第1回の世界女性会議となる「国際婦人年世界会議」を開催し、「平等・開発・平和」を女性の地位向上運動のスローガンに掲げ、各国が採るべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」を採択しました。また、同年の国連総会では、1976年(昭和51年)から1985年(昭和60年)までの10年間を「国連婦人の十年」と宣言し、女性の地位向上への取組みが世界的規模で行われました。
1979年 (昭和54年)	国連において、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」)が採択されました。
1985年 (昭和60年)	ナイロビで「第3回世界女性会議」が開催され、10年間の成果の見直しと評価を行い、さらに西暦2000年に向けて女性の地位を一層引き上げていくためのガイドラインとなる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。
1995年 (平成7年)	北京で「第4回世界女性会議」が開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。「北京宣言」では、「女性のエンパワーメント*及び意思決定過程への参加」、「女性の権利は人権であること」などが表明されました。
2000年 (平成12年)	「北京宣言」及び「行動綱領」の実施状況を検討及び評価し、21世紀に向けての取組みを協議するための国連特別総会「女性2000年会議」がニューヨークの国連本部で開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」の目的と目標の達成への決意を表明する「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施促進のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。
2005年 (平成17年)	国連において、「北京+10」が開催されました。「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価・見直しを行うとともに、更なる実施に向けた戦略や今後の課題について協議することを目的に、閣僚級会議として開催されました。
2010年 (平成22年)	国連総会決議により、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントをめざす国連の機関として、UN Women (ユン・エヌ・ウイメン) が設立されました。
2015年 (平成27年)	国連サミットにおいて、「誰一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年までに世界が取り組む17の「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。

2 国内の動き

1975年 (昭和50年)	女性の地位向上のための国内本部機構として総理府に「婦人問題企画推進本部」が設置されました。
1977年 (昭和52年)	「国内行動計画」が策定されました。
1985年 (昭和60年)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」を批准しました。
1994年 (平成6年)	「婦人問題企画推進本部」をさらに充実強化するため、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を本部員とする「男女共同参画推進本部」を設置し、その諮問機関として「男女共同参画審議会」を設置しました。
1996年 (平成8年)	「男女共同参画2000年プラン」が策定される。
1999年	男女共同参画社会の実現のための基本となる「男女共同参画社会基本法」

(平成 11 年)	が制定されました。
2000 年	「男女共同参画基本計画」が策定されました。
(平成 12 年)	
2001 年	内閣府に「男女共同参画会議」が設置され、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されました。
(平成 13 年)	
2005 年	平成 12 年に策定された「男女共同参画基本計画」が改定され、「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が策定されました。
(平成 17 年)	
2009 年	内閣府男女共同参画局で男女共同参画社会基本法制定 10 周年を迎えるにあたってシンボルマークが作成されました。
(平成 21 年)	
2010 年	「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定されました。
(平成 22 年)	
2013 年	「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」が改正されるとともに、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取り組み指針」が策定されました。
(平成 25 年)	
2015 年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が公布、施行されるとともに、「男女共同参画基本計画（第 4 次）」が策定されました。
(平成 27 年)	
2017 年	「改正育児・介護休業法」及び「改正男女雇用機会均等法」が施行されました。
(平成 29 年)	
2018 年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。
(平成 30 年)	
2019 年	「女性活躍推進法」が改正されました。
(令和元年)	
2020 年	「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」が策定されました。また、「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定され「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法」が改正されました。
(令和 2 年)	

3 福井県の動き

1981 年	女性の地位向上のための県内行動計画として、「福井県婦人対策の方向」を策定しました。
(昭和 56 年)	
1983 年	企画開発部青少年課を青少年婦人課に改め、同課内に婦人対策室を設置しました。
(昭和 58 年)	
1985 年	女性のための地位向上を推進する民間の団体として福井県婦人の地位向上推進連絡会が設立されました。
(昭和 60 年)	
1988 年	女性の地位向上と福祉の増進に向けた総合的な女性行政の指針である「21 世紀をめざすふくい女性プラン」を策定しました。
(昭和 63 年)	
1995 年	女性総合センターと生涯学習センターの複合施設である生活学習館が開館し、男女共同参画を進める上での女性の活動拠点を整備しました。さらに同年、女性の自立と社会参加のための諸活動を行うことを目的に、民間と行政の幅広い連携・協力により「財団法人ふくい女性財団」が設立されました。
(平成 7 年)	
1998 年	ジェンダー*に敏感な視点の確立や女性のエンパワーメントの促進等を基本的な考え方とした「ふくい男女共同参画プラン(男女共同参画社会の実現をめざす 21 世紀県内行動計画)」を策定し、総合的かつ計画的に施策を推進してきました。
(平成 10 年)	
2002 年	本県の特性と課題を反映させた「福井県男女共同参画計画(ゆとりと創造

(平成 14 年)	力あふれる福井を目指して)」を策定するとともに、男女共同参画推進の基本理念や県、県民、事業者の責務を明らかにした「福井県男女共同参画推進条例」が施行され、男女共同参画の推進に関する重要事項を審議するための「福井県男女共同参画審議会」が設置されました。
2003 年 (平成 15 年)	男女参画・県民活動課と改組しました。
2006 年 (平成 18 年)	「配偶者暴力防止および被害者保護のための福井県基本計画」が策定され、平成 14 年に策定された基本計画が改定され、「福井県男女共同参画計画（改定）」が策定されました。
2007 年 (平成 19 年)	社会で活躍する女性のキャリアアップを支援するため「ふくい女性活躍支援センター」を設置しました。
2009 年 (平成 21 年)	「配偶者暴力防止および被害者保護のための福井県基本計画（改定版）」が策定されました。
2012 年 (平成 24 年)	「第 2 次福井県男女共同参画計画」が策定され、女性の能力の十分な発揮、活用、男性の主体的な参画、身近な地域社会における男女共同参画の 3 点に重点が置かれました。
2014 年 (平成 26 年)	「配偶者暴力防止および被害者保護のための福井県基本計画（第 2 次改定版）」が策定されました。
2017 年 (平成 29 年)	「第 3 次福井県男女共同参画計画」が策定されました。
2022 年 (令和 4 年)	「ふくいしあわせ実感パートナープラン」（第 4 次福井県男女共同参画計画）が策定されました。

4 あわら市の動き

2003 年 (平成 15 年)	市民の輝きをまちづくりの原動力とし、次世代に受け渡すべき新たな文化を育むまちづくりをめざして、「ゆうゆうと 人が輝く いやしと創作のまち」を基本理念とする新市建設計画が定められ、その中で男女共同参画社会づくりを主要事業の一つとして位置付けました。
2004 年 (平成 16 年)	新市の専任の担当部署として、男女共同参画推進室を総務部総務課に設置しました。その後、推進団体として、男性を含む市内の 14 団体で構成される「あわら市男女共同参画ネットワーク」が県内で 2 番目に設立され、庁内組織として副市長を会長とする「あわら市男女共同参画行政推進会議」を設置するとともに、地域や事業所等への普及・啓発と具体的な推進方策の検討を行うため、一般市民 20 人で構成する「あわら市男女共同参画推進市民会議」を設置しました。さらに、本市の男女共同参画社会の実現をめざして「あわら市男女共同参画計画」の策定を含め、総合的に男女共同参画事業の推進について提言する「あわら市男女共同参画社会づくり懇話会」を設置しました。
2007 年 (平成 17 年)	「ゆうゆうと女と男が共に輝く『あわら』を目指して」を基本理念として「あわら男女共同参画プラン」を策定しました。
2006 年 (平成 18 年)	「新市建設計画」の基本理念・基本方針を踏まえ、「あわら市総合振興計画」を策定しました。
2007 年 (平成 19 年)	本市の男女共同参画推進の基本となる「あわら市男女共同参画推進条例」を制定し、「あわら市男女共同参画審議会」を設置しました。
2010 年 (平成 21 年)	平成 17 年に策定した「あわら男女共同参画プラン」を改定しました。
2014 年 (平成 26 年)	男女共同参画推進に係る市民アンケートを実施しました。
	〈調査対象〉 ・市に居住する 20 歳以上の男女 2,500 名

		・市内企業 100 事業所
	〈回収数及び率〉	・市民アンケート 871 件 (34.8%) ・事業所アンケート 58 件 (58.0%)
2015 年 (平成 27 年)		「男女が共に支えあい共に歩み共に輝く『あわら』をめざして」を基本 理念として「第 2 次あわら男女共同参画プラン」を策定しました。
2023 年 (令和 5 年)		「あわら市パートナーシップ宣誓制度」が施行されました。また、あわら 市パートナーシップ宣誓制度啓発大使」として花華院姫子氏を任命しまし た。
2024 年 (平成 26 年)		男女共同参画推進に係る市民アンケートを実施しました。
	〈調査対象〉	・市に居住する 18 歳以上の男女 1,000 名 ・市内企業 100 事業所
	〈回収数及び率〉	・市民アンケート 341 件 (34.1%) ・事業所アンケート 60 件 (60.0%)

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

この計画では、基本理念を「すべての人が幸福を実感できる「あわら」をめざして」とし、すべての人がその個性や能力を十分に発揮できるよう、互いに尊重し合いながら、共に社会のあらゆる場でいきいきと輝き、幸せに過ごせるまちづくりを目指して、総合的かつ計画的な施策に取り組みます。

2 計画の基本的視点

計画の推進に当たっては、次のことを基本的視点とします。

(1) すべての人の人権の尊重

男女共同参画社会とは、誰もが個人として尊重され、ともに多様な生き方を選択でき認め合う社会です。すべての人が、性別や年齢等を理由に生き方が制約されたり、不利益や暴力を被ったりすることなく、人間としての尊厳を保ちながら、自由に生きるための「人権」があらゆる場において保障されることが必要です。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、社会のあらゆる活動に対して制約をかけている状況があります。男女共同参画社会の形成には、固定的な性別役割分担意識の改革が不可欠であり、家庭・学校・職場・地域等において、あらゆる機会を通して、役割分担意識の解消を図ることが必要です。

(3) あらゆる分野における活動への共同参画

今の社会は、職場をはじめ議会、審議会といった意思決定の場などにおいて、一方の性による偏りが見られます。性別等にとらわれることなく、社会のあらゆる分野において共に責任を担って参画することにより、すべての人へのきめ細かな配慮と多様な価値観や視点、発想が取り入れることが可能となります。地域社会の活性化や多様な課題の解決につなげていくことが必要です。

(4) すべての人が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会の実現

人はそれぞれ異なる個性と能力があり、様々な可能性を持っていますが、性別等に対する固定概念から、その能力を十分に活かすことができない場合があります。それぞれが個性と能力を発揮しつつ、自分の責任で生き方を選び、利益を受けることができる活力ある社会の実現に向けた取り組みが必要です。

(5) 生涯を通じた健康への配慮

すべての人が生涯を通じて互いの人権を尊重しつつ、健康で自分らしく生きるために、それぞれが妊娠や出産といった性や生殖をはじめ、段階に応じた性に関する正しい知識を身につけることができる体制づくりが必要です。

3 基本目標、重点目標

(1) 基本目標Ⅰ みんなで築く「あわら」

男女共同参画の視点に立った意識の改革を進めるために、社会における制度又は慣行についての配慮を図りながら、政策・方針決定の場などあらゆる分野への共同参画を拡大していくことにより、創造力あふれる社会をみんなで築くことを目標とします。

重点目標1 地域・家庭での制度・慣行の見直し及び意識の改革

重点目標2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

重点目標3 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

(2) 基本目標Ⅱ みんなが活躍できる「あわら」

すべての市民がともに社会の一員としての責任を果たしながら、それぞれの個性と能力を発揮し続けることができるよう、ワーク・ライフ・バランスを確保し、みんなが活躍できる社会の実現を目標とします。

重点目標4 雇用等における均等な機会と待遇の確保

重点目標5 女性の起業等に対する支援

重点目標6 ワーク・ライフ・バランスを確保するための支援

(3) 基本目標Ⅲ みんなが安心して暮らせる「あわら」

パートナーに対する暴力をはじめ、あらゆる脅威をなくし、すべての市民が人権を尊重し、互いに思いやり、生涯にわたり健康で安心していきいきとした暮らしができることを目標とします。

重点目標7 パートナーに対するあらゆる暴力の根絶

重点目標8 共に思いやる健康づくり

重点目標9 誰もが安心して暮らせる環境の整備

重点目標10 男女共同参画の視点に立った防災及び防犯活動の推進

4 計画の体系

男女共同参画社会の実現

基本理念

すべての人が幸福を実感できる「あわら」を めざして

基本的視点

- ① すべての人の人権の尊重
- ② 社会における制度又は慣行についての配慮
- ③ あらゆる分野における活動への共同参画
- ④ すべての人が個性と能力を発揮すること
による、多様性に富んだ活力ある社会の実現
- ⑤ 生涯を通じた健康への配慮

基本目標	重点目標	施策の方向
Ⅰ みんなで築く「あわら」	1 地域・家庭での制度・慣行の見直し及び意識の改革	① 男女共同参画の視点からの制度・慣行の見直し
		② 市民的な広がりを持った啓発活動の展開
		③ 市の広報・出版物等における性別にとられない表現の促進
		④ 男女共同参画社会づくりに関する現状の把握と情報提供
	2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	① 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
		② 事業者等の方針決定過程への女性の参画の促進
		③ 地域の方針決定過程への女性の参画の促進
	3 多様な選択を可能にする教育・学習の充実	① 学校教育等における男女平等教育の推進
		② 男女共同参画の視点に立った養育と生涯学習の推進
		③ 男女共同参画の視点に立った国際交流の推進・人材の育成
Ⅱ みんなが活躍できる「あわら」	4 雇用等における均等な機会と待遇の確保	① 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保
		② 母性保護対策の推進
		③ 女性の能力開発促進のための支援
		④ 多様な就業ニーズを踏まえた就業条件・環境の整備
	5 女性の起業等に対する支援	① 女性のエンパワーメントの促進
		② 女性の起業活動への支援と情報提供
		③ 関連団体等が行う主体的な経済活動等への支援と情報提供
	6 ワーク・ライフ・バランスを確保するための支援	① 家庭・地域生活への男女共同参画の促進
		② 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
		③ 家庭と仕事の両立支援のための職場環境の整備
Ⅲ みんなが安心して暮らせる「あわら」	7 あらゆる暴力の根絶	① 暴力及び差別を根絶するための基盤づくり
		② 被害者に対する相談、支援体制の充実
		③ ドメスティック・バイオレンスの防止と支援
	8 共に思いやる健康づくり	① 生涯を通じた男女の健康づくりの推進
		② セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の浸透
		③ 健康をおびやかす問題についての対策の推進
	9 誰もが安心して暮らせる環境の整備	① 高齢者が安心して暮らせる介護体制の充実
		② 高齢者の社会参画の促進と就業環境の整備
		③ 障害のある人に対する施策の推進
		④ ひとり親家庭に対する施策の推進
		⑤ 市内で暮らし働く外国人への支援
	10 男女共同参画の視点に立った防災及び防犯活動の推進	① 防災活動における男女共同参画の推進
		② 防犯活動における男女共同参画の推進

第5章 目標及び施策

基本目標Ⅰ みんなで築く「あわら」

重点目標1 地域・家庭での制度・慣行の見直し及び意識の改革

個人の尊厳のもと、一人ひとりの活動や生き方が多様化してきました。一方で、人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた固定的な性別役割分担意識がまだ根強く残っており、これに基づく制度や慣行が、男女共同参画の推進を妨げる障害になっています。

地域や家庭での固定的な性別役割分担意識の解消や、これに基づく制度や慣行の見直しを図り、市民の意識改革を推進していきます。

〔施策の方向〕

(1) 男女共同参画の視点からの制度・慣行の見直し

性別にとらわれず、すべての人が様々な活動に参画できるように条件を整備するとともに、固定的な性別役割分担意識に基づく制度や慣行について、見直しや改善に向けた意識改革を進めます。

(2) 市民的な広がりを持った啓発活動の展開

市民に対して、性別にとらわれない人権尊重の意識を深く根づかせるための啓発活動を積極的に行います。その際には、市民との協働や各種団体との連携を図り、市民的広がりを持った運動として展開します。

(3) 市の広報・出版物等における性別にとらわれない表現の促進

性別にとらわれない多様な性のあり方のイメージを社会に浸透させていくため、市の広報・出版物等において、ジェンダーに配慮した表現に努めます。また、性的少数者の人権が尊重されるよう、性的指向及び性自認の多様性を尊重する意識醸成のための啓発を行います。

(4) 男女共同参画社会づくりに関する現状の把握と情報の提供

本市における男女共同参画の意識や現状を把握するとともに、それらの情報を積極的に提供します。

重点目標2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

社会のあらゆる分野の意思決定において、男女が性別等にとらわれることなく共に参画することで、きめ細かな配慮や多様な価値観、新たな視点等を取り入れることが可能となり、それぞれの分野に新たな発展が望めます。

一方、政策・方針決定過程への男女共同参画が十分に進まない理由として、家事・育児・介護等の家庭責任を考慮する必要がある、女性自身が昇進等による政策・方針決定過程への参画を望まないことが考えられます。

そのため、女性が能力を発揮できるための支援の推進や長時間労働を前提としない働き方の徹底など、職場環境の整備を促し性別にかかわらず意思決定の場に参画する意欲の醸成に取り組みます。

〔施策の方向〕

(1) 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

市の政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくため、審議会等委員の女性登用について積極的に進めます。また、市職員については、地方公務員法に定める平等取扱いと成績主義の原則に基づきながら積極的に女性の管理職への登用等を促進します。

(2) 事業者等の方針決定過程への女性の参画の促進

女性の登用について、企業や民間団体等に情報の提供や協力の要請を行うとともに、啓発等を通じて社会的機運の醸成を図ります。その際、企業や民間団体等の自主的な積極的改善措置*を支援します。

(3) 地域の方針決定過程への女性の参画の促進

各行政区をはじめとする地域活動において、男女共同参画の視点を導入するよう働きかけていくなど、地域活動における方針決定過程への女性の参画を促進します。

重点目標 3 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

長い時間をかけて形づくられてきた固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、多様な生き方を選択する際の障害になっています。

市民一人ひとりが固定概念にとらわれず、互いの個性と能力を認め、尊重しあいながら多様な生き方を選択できるよう、幼少期の段階から教育・学習の機会を充実させ、個人の尊厳、男女平等など男女共同参画社会づくりの理念を理解するよう意識の啓発等を行います。

〔施策の方向〕

(1) 学校教育等における男女平等教育の推進

幼稚園や幼稚園などの幼児期から小学校以降の学校教育の各段階において、個人の尊厳、男女平等など男女共同参画社会づくりの理念を推進する教育・学習の一層の充実を図るとともに、教育関係者が男女共同参画社会づくりの理念をさらに理解するよう意識の啓発等を行います。

(2) 男女共同参画の視点に立った養育と生涯学習の推進

家庭は、子どもにとって人格形成にかかわる働きかけが最初に行われるところです。このため、ジェンダーにとらわれることなく、子ども一人ひとりの個性と可能性を大事にした家庭教育を推進するための啓発や学習機会の提供を行います。また、男女が共に個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画し、多様な生き方ができるようにするために、生涯学習の推進を図ります。

(3) 男女共同参画の視点に立った国際交流の推進・人材の育成

男女共同参画社会の形成は国際社会における取組みと密接な関係を有しています。そのことから、男女共同参画の視点に立った国際的な取組みに関する動向の把握に努めるとともに、国際交流を推進していくための中核となる女性人材の育成・確保に努めます。

基本目標 II みんなが活躍できる「あわら」

重点目標4 雇用等における均等な機会と待遇の確保

働きたい人が性別に関わりなく、その能力を十分に発揮することのできる機会や待遇を確保されることは、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要なことです。

そのため、職場等において女性の活躍推進を阻害する要因となる性別役割分担意識の解消やハラスメントの防止に向けた事業主等に対する周知・啓発に取り組み、自分に合った多様な生き方や働き方を選択できる環境づくりを推進していきます

〔施策の方向〕

(1) 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保

男女雇用機会均等法*や育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律*（以下「育児・介護休業法*」という。）の趣旨、内容の周知を図るとともに、男女労働者間の格差を解消するには事業所の積極的改善措置が必要であることから、その取り組みを支援します。また、セクシュアル・ハラスメントをはじめ、労働者の働く意欲を妨げるあらゆるハラスメントの防止に向けた啓発を行います。

(2) 母性保護対策の推進

女性が母性を尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる職場環境が保障されることは、女性の能力発揮を促進し、生涯を通じた健康を確保する面からも必要であり、職場における母性保護の理念の普及啓発を進めます。

(3) 女性の能力開発促進のための支援

雇用上の実質的な男女の機会均等を図るためには、女性の就業能力の向上が必要であり、女性の自己啓発や能力開発等の支援を行うとともに、長期的な視点に立った人材育成に努めます。

(4) 多様な就業ニーズを踏まえた就業条件・環境の整備

多様な働き方を選択でき、それぞれの働き方に応じた適正な処遇・労働条件が確保されることは、能力発揮の推進を図るうえでも必要であることから、労働時間の短縮やフレックスタイム制、テレワークを取り入れるなど、労働者が柔軟に働けるような環境が確保されるよう努めます。

重点目標 5 女性の起業等に対する支援

人口減少、少子高齢化社会が進むなか、女性が果たす役割はますます大きくなっており、経済を活性化させ、雇用を創出するうえでも、女性の起業家としての活躍が期待されています。

また、起業という形式にこだわらず、女性のアイデアを活かした地域活動、経済活動の展開を図ることは、新しい視点からのまちづくりを推進し、既存の商品・サービスに付加価値を付けることができるほか、女性の自己実現を図る手段としても期待されています。

こうしたことから、女性が自らの選択により様々な可能性に挑戦し、それらを実現させていくことができるよう、職業能力向上や起業のための支援などエンパワーメントにつながる取組みを推進します。

〔施策の方向〕

(1) 女性のエンパワーメントの促進

女性が、自らの選択により様々な可能性に挑戦し実現させるために必要なエンパワーメントを促進するため、生涯にわたる学習機会の充実を図ります。

(2) 女性の起業活動への支援と情報提供

女性が起業活動を行う理由や課題は様々です。多岐に渡る要望に応じた起業または経営に関する情報を提供し、女性が能力を発揮して多様な生き方を選択できるよう、起業活動への支援を行います。

(3) 関連団体が行う主体的な経済活動等への支援と情報提供

女性のアイデアを活かし、経済を活性化させる取り組みとして、起業以外にも地域の女性団体等が行う経済活動が考えられます。女性団体等が実施する主体的な経済活動に対し、ともに協力し合える団体等の紹介等の情報ネットワーク形成支援や、その活動に必要な情報の提供等を行います。

重点目標 6 **ワーク・ライフ・バランスを確保するための支援**

職業生活と家庭・地域生活を両立できるようにすることは、男女があらゆる分野においてその個性や能力を十分に発揮するうえで非常に大切です。

男女が対等なパートナーとして、協力して子どもを産み育て、家庭・地域生活と両立できるよう、企業や団体、行政等が協働しワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みの推進に努めます。

〔施策の方向〕

(1) 家庭・地域生活への男女共同参画の促進

男女が共に職業生活と家庭生活を両立させ、また、地域社会にも参画することができるように、固定的な性別役割分担の見直し等の啓発を行います。

(2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

子育てを社会全体の取組みのなかで支援するとともに、仕事との両立の困難感や子育ての不安感を軽減し、安心して子育てができるよう多様な需要に応じた保育サービスの整備、子育てにかかわる相談・支援体制の充実を図ります。

また、近年大きな社会問題となっているヤングケアラーへの対応など、多様化する子どもに関する課題についても支援体制の充実を図ります。

(3) 家庭と仕事の両立支援のための職場環境の整備

事業所や勤労者に対し、育児・介護休業法*の趣旨や内容の周知に努めるとともに、労働時間の短縮やフレックスタイム制、テレワークの導入や各種休暇を取得しやすい環境の整備を呼びかけます。

基本目標 III みんなが安心して暮らせる「あわら」

重点目標 7 あらゆる暴力の根絶

性別にかかわらず、全ての人が個人として尊重され、差別的な取扱いを受けないこと、個人としてその能力を発揮する機会を確保されることなど、人権の尊重が求められています。

ドメスティック・バイオレンス*や交際相手からの暴力、性犯罪、ストーカー行為*、売買春、セクシュアル・ハラスメントをはじめとしたさまざまなハラスメント行為、子どもや若年層に対する暴力など、全ての暴力を許さない社会を目指していきます。

〔施策の方向〕

(1) 暴力及び差別を根絶するための基盤づくり

暴力や差別を根絶するには、それが人権尊重の意味からも許されないものであるとの認識を広く社会に徹底することが重要であり、そのための広報、啓発活動を一層推進します。また、関係機関と連携し、暴力及び差別を防止し、それらに対処するための体制づくりを進めます。

(2) 被害者に対する相談、支援体制の充実

被害女性が相談しやすい環境や相談体制の整備を行うとともに、市民に対して相談窓口の周知を図ります。また、危機的状況に陥った被害者の保護や自立支援について、関係機関との連携体制を強化するなど支援策の充実を図ります。

(3) ドメスティック・バイオレンスの防止と支援

パートナーに対する暴力は、パートナーだけでなく同時にその子どもに向けられることもあります。また、パートナーから暴力を受けている人からその子どもに暴力が向かうこともあり、パートナーに対する暴力の防止は児童虐待の防止にもつながります。

今後、家族やパートナーに対するあらゆる暴力や差別をなくすため、幼児期から男女平等の教育や暴力根絶の啓発を進めるとともに、被害者の救済や自立のための支援を推進します。

重点目標 8 共に思いやる健康づくり

男女には生涯を通じて性差により異なる健康上の問題が生じます。特に女性は、妊娠・出産、女性特有の疾患を経験することや、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利 通称 SRHR）※の観点から、自分らしく生きられるよう、性や健康に関する教育の充実により、男女ともに一人ひとりが自分の健康を守り育てる意識の醸成に取り組めます。

また、性別に関係なく生涯を通じて心身ともに健康で活力に満ちた生活を営んでいくために、性差に応じた健康支援を行うとともに一人ひとりが生きがいを持って社会に参加できるよう、「人生 100 年時代」に向けた取組みを進めます。

〔施策の方向〕

(1) 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

年齢や性別・職業を問わず健康に不安をもつ人が多いことから、男女の生涯を通じた健康づくりの推進を図り、「人生 100 年時代」に向け、市民一人ひとりが自主的に健康づくりに取り組めるよう支援します。

(2) セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の浸透

女性には妊娠・出産の機能を有し、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することから、ライフステージに応じた適切な自己管理を行うことができるための施策を推進します。

また、セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識を男性も含めて広く社会に浸透させるため、その重要性について正しい知識・情報の提供を行います。

(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

エイズを含む性感染症や、薬物の乱用等はすべての人の健康に大きな影響をもたらすものであり、正しい知識の普及啓発等を進めます。

重点目標 9 誰もが安心して暮らせる環境の整備

少子高齢化が進行し生活様式が多様化する中で、性別、年齢、国籍の違いや障がいの有無等にかかわらず、一人ひとりの尊厳が尊重され、社会全体が多様性を認める環境を整備し、誰もが社会を支える重要な一員として安心して暮らせる社会の実現を目指します。

〔施策の方向〕

(1) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の充実

高齢者介護の負担を家族、とりわけ女性に偏らせることなく、社会全体で支えていくための施策を進めます。また、一人暮らし高齢者等ができる限り自立した生活が送れるよう支援し、安心して暮らせる介護体制づくりを進めます。

(2) 高齢者の社会参画の促進と就業環境の整備

高齢者がその意欲や能力に応じて社会に参画し、社会を支える重要な構成員として充実した生活が送れるよう、高齢者の学習機会や社会参画機会の提供等を行います。また、長年培ってきた能力を活用するとともに、経済的な安定を図れるよう高齢者の雇用、就業環境の整備を進めます。

(3) 障害のある人等に対する施策の推進

ノーマライゼーション*の理念に基づいて、障害のある人もない人も共に生きていける社会づくりを目指し、在宅福祉サービスの充実や公共施設等のバリアフリーの推進を図り、障害のある人とその家族が安心して心豊かな日常生活を過ごすことができるよう支援します。

(4) ひとり親家庭に対する施策の推進

母子家庭または父子家庭において、子を養育する親が家事や育児の負担を理由に職業をあきらめなくてもいいように、家庭と仕事との両立支援および就労支援を行うとともに、子の養育を社会全体で支援する風土づくりを進めます。

(5) 市内で暮らし働く外国人への支援

日本で暮らす外国人、特に女性や子どもにとって、言語や文化の違いによりさらなる困難をもたらすことがあることから、市内における外国人との交流を通じて、地域における共生社会の実現に努めます。

重点目標 10 男女共同参画の視点に立った防災及び防犯活動の推進

災害時においては、少数派の意見が切り捨てられたり、軽んじられたりするような状況に陥りやすくなります。そのため女性の主体的な担い手を育成するとともに、性別にかかわらず意思決定の場において、女性を含めた少数派の意見を入れられるよう意識啓発等を推進します。

また、ドメスティック・バイオレンス*や交際相手からの暴力、性犯罪、ストーカー行為*、売買春、セクシュアル・ハラスメントをはじめとしたさまざまなハラスメント行為、子どもや若年層に対する暴力等が犯罪であることはもとより、近年は特殊詐欺など、高齢女性をターゲットとした犯罪も多発していることから、男女が共に担う地域活動を支援し、誰もが安全・安心に暮らしていくための環境づくりを推進します。

〔施策の方向〕

(1) 防災活動における男女共同参画の推進

災害時にあつては、女性や子ども、高齢者の必要物資が不足したり、その安全が脅かされたりすることがないように、平常時より災害から受ける影響の男女の違い等に配慮した施策を進めます。また、防災活動に関して、特定の活動がどちらかの性に偏ったり、性別や年齢等によって役割が固定化されたりすることがないように、意識啓発等を進めます。

(2) 防犯活動における男女共同参画の推進

男女が共に安心して生活できるよう、地域における犯罪を防止するため、防犯パトロールの実施や防犯灯、防犯カメラの設置等により、安全な環境の整備を促進します。また、地域に暮らす多様な人々が協力して地域を守る意識形成のための啓発等を行います。

第6章 計画の推進

「現状と課題」

本市の男女共同参画行政は、庁内組織である「あわら市男女共同参画行政推進会議」、市民により構成され具体的な啓発活動を行う「あわら市男女共同参画推進市民会議」及び男女共同参画の全般について提言を行う「あわら市男女共同参画審議会」を軸に推進してきました。

今後、さらに全市的な取組みを進めるためには、これまで以上に関係行政機関や市民、事業者、各種団体との協力・連携が極めて重要です。

このため、男女共同参画行政を一層総合的かつ効果的に推進し、市民や事業者、各種団体、国・県等関係機関とこれまで以上に密接な協力・連携を図るための方策を講じるとともに、その推進体制を整備・充実することが必要です。

〔施策の方向〕

本市の男女共同参画社会づくりを計画的、総合的に進めるため、このプランの基本理念の実現を目指し、推進体制の整備・充実を図ります。

また、市民や事業者、各種団体、国・県等関係機関との密接な協力・連携を進めます。

〔具体的施策〕

① 庁内の男女共同参画の推進

このプランに基づく施策を総合的かつ計画的に推進するため、庁内の男女共同参画の推進体制を整備し、取組みの進捗を共有することで職員の意識の醸成と資質向上を図り、もってあらゆる施策への男女共同参画の視点を反映させます。

② 市民や事業者、各種団体の男女共同参画意識の醸成

このプランに基づく施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民向けの男女共同参画の研修会等を実施し、市内における男女共同参画の啓発に努めます。

③ 市民・事業者等との協力・連携の強化

男女共同参画社会の実現には、市民一人ひとりの理解と協力が必要です。今後、市民及び事業者、各種団体等がこれまでより密接に連携していくことができるよう、あわら市男女共同参画ネットワークとあわら市男女共同参画推進市民会議を一体化し、市民と各種団体、事業者等と協力、連携を図りながら、計画を推進します。

④ 推進状況の把握

計画の実効性を高めるため、施策の効果を検証・評価し、具体的施策の進捗状況やこのプランの進捗に係る主な指標を毎年度公表し、施策の方向性の検討につなげます。

⑤ 国・県及び他の市町村との連携

国・県からの情報を受けながら他の市町村との連携を図り、効果的な事業の推進を図ります。